

北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 6 月

ひびきウインドエナジー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告等の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及び事業者見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年4月2日(月)

(2) 公告等の方法

- ① 平成30年4月2日(月)付の官報に「公告」を掲載した。[別紙1参照]
- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
 - ・ 北九州市の広報誌「北九州 市政だより(平成30年4月1日号)」へ掲載 [別紙2参照]
 - ・ 北九州市ホームページへ掲載 [別紙3参照]
 - ・ 福岡県ホームページへ掲載 [別紙4参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所及び関係会社にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

- ① 縦覧場所
 - ・ 北九州市役所 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課(北九州市小倉北区城内1-1)
 - ・ 北九州市若松区役所 総務企画課(北九州市若松区浜町1-1-1)
 - ・ 北九州市若松区役所 島郷出張所(北九州市若松区鴨生田2-1-1)
 - ・ 北九州市エコタウンセンター(北九州市若松区向洋町10-20)
 - ・ 九電みらいエナジー株式会社(福岡市中央区渡辺通2-4-8 小学館ビル3階)

- ② インターネットの利用による公表

当社ホームページに方法書及び要約書を公表した。[別紙5参照]

また、北九州市及び福岡県のホームページより当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから方法書及び要約書が参照可能とした。[別紙3、4参照]

(4) 縦覧期間

平成30年4月2日(月)から平成30年5月7日(月)までとした。(土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。但し、エコタウンセンターにおいては土曜日も開館。)

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所における縦覧者数はアンケート方式により集計した。[別紙6参照]

総数	4名
(内訳) 北九州市役所 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課	0名
北九州市若松区役所 総務企画課	2名
北九州市若松区役所 島郷出張所	0名
北九州市エコタウンセンター	0名
九電みらいエナジー株式会社	2名

※参考：方法書のホームページアクセス件数 567件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年4月12日(木) 19時から20時
- ・ 開催場所：若松市民会館(北九州市若松区本町3-13-1)
- ・ 来場者数：23名

- ・ 開催日時：平成30年4月13日(金) 19時から20時
- ・ 開催場所：島郷市民センター(北九州市若松区鴨生田2-1-1)
- ・ 来場者数：5名

3. 方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 30 年 5 月 21 日（月）まで（必着）。

（縦覧期間及びその後 14 日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

① 当社への郵送による書面の提出 [別紙 7 参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通であり、意見総数は 38 件であった。

第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及び事業者見解

方法書について、一般（住民等）による環境の保全の見地からの意見とそれに対する事業者の見解は表1～表4のとおりである。

表1 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意見については要約せず、全文を公開します。</p>
2	<p>洋上風車（または洋上観測塔）にフルスペクトラム方式のバットディテクターを設置することは画期的で、今後の洋上におけるコウモリ類の飛翔状況を把握するための調査手法としてスタンダードになると評価される。</p>	<p>所感として承ります。バットディテクターにつきましては洋上観測塔に設置致します。</p>
3	<p>準備書においては洋上におけるコウモリ類の飛翔状況の結果は対象事業実施区域（AからD）すべてに該当させること。対象区域外であるから影響は軽微などの評価は行わないこと。</p>	<p>Bエリア付近に設置されております洋上観測塔にバットディテクターを設置することで、長期間のコウモリの飛翔状況を把握し、その結果を踏まえて対象事業実施区域及びその周囲の予測を行います。</p>
4	<p>船舶調査は対象事業実施区域でも航路を示す調査を実施する必要がある。白島周辺のみ調査では実際（時間帯等）の飛翔状況を把握することはできない。白島周辺での音声調査は白島に集団生息地があるかないかを確認する調査である。</p>	<p>白島周辺における船舶調査は主に白島における集団生息地の有無の確認と、バットディテクター調査を行い、入感状況を確認することで、白島から内陸への飛翔の有無、飛翔する時間帯を把握することを目的としています。</p>
5	<p>「響灘ウインドエナジーリサーチパーク」に既設された風力発電施設のナセルにフルスペクトラム方式のバットディテクターを設置して、陸域または沿岸域からの出入りおよび利用時間帯を把握する必要がある。</p>	<p>他事業者の風力発電施設のナセルへのバットディテクターの設置については、他事業者とも連携しながら、実施の要否及び可否について検討します。</p>
6	<p>準備書においては記録された超音波音声から分離可能であるオヒキコウモリの音声も抽出し、時期および時間帯別の出現状況を示すこと。確認できなかった場合はすべてのピーク周波数を示す図表を提示すること。</p>	<p>オヒキコウモリの音声を確認された場合は、その確認時期及び時間帯別の出現状況を示します。準備書においては周波数ごとのグループ別に確認時期及び時間帯別の出現状況を取り纏める予定ですが、オヒキコウモリが該当する周波数帯、ピーク周波数が確認された場合には専門家等への意見聴取を行った上でオヒキコウモリの判定を行います。</p>
7	<p>専門家等から意見聴取した年月日を記載すること。他段階（配慮書）で行った意見聴取の可能性はある。</p>	<p>方法書に記載しているコウモリの専門家への意見聴取年月日は平成30年2月14日であり、方法書作成時に行いました。</p>
8	<p>P3の第2.2-1表に示されたすべての既設風力発電所と連携を図り、準備書においてはバットストライクに対する累積的影響を予測すること。</p>	<p>バットストライクの累積的影響について、現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努め、適切に影響を予測及び評価していきます。</p>
9	<p>今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施、定量的な予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの意見を得ながら適切に環境影響評価を進めていきます。</p>

表 2(1) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
10	<p>■「NEDO 実証実験」について 本事業の配慮書並びに方法書に頻出する「NEDO 実証実験」について、事業者見解によれば『「NEDO 実証実験」は NEDO の HP で一部公開されている』とある。しかし、NEDO に確認したところ、HP では当該報告書の概要が公開されているだけで「中身」は NEDO の HP で公開されておらず閲覧もできない。よって事業者の引用は適切とは言えない。</p>	<p>「NEDO 実証実験」については、NEDO の HP には概要しか公開されていないことから、方法書において調査項目等の決定に必要な引用データは可能な限り掲載しています。</p>
11	<p>■「バットストライクに係る予測」について定量的に行うこと P373 事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「コウモリ類定点観測調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よって「バットストライクに係る予測」についても定量的に行うこと。</p>	<p>バットストライクについて、現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努め、適切に影響を予測及び評価していきます。</p>
12	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令[※]に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
13	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>方法書に記載しているコウモリの専門家への意見聴取年月日は平成 30 年 2 月 14 日であり、方法書作成時に行いました。</p>
14	<p>■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定については、無理に種名を確定せず、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについての調査結果としてとりまとめます。</p>

表 2(2) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
15	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>ご意見の内容も含め、今後も最新の知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や最善の保全対策について工夫に努めます。</p>
16	<p>■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかっていきます。</p>
17	<p>■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現況調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかっていきます。</p>
18	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。すでに「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが科学的に判明している。</p>	
19	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、「弾力的稼働制限」つまり、ある一定期間だけカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を大幅に抑えられることを認識しているのか？</p>	
20	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないでほしい。</p>	

表 2(3) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
21	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べること。コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないほしい。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現況調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかっています。</p>
22	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」だ。身勝手な「実証実験」でコウモリを殺してはならない。「コウモリを殺す前」から安全側で保全措置を実施してほしい。</p>	
23	<p>■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>簡易的にテストを行い、その結果から探知距離を整理して準備書に記載します。</p>
24	<p>■コウモリ類定点観測調査の期間について コウモリ類定点観測調査（自動録音バットディテクターによる調査）の調査期間は春季から秋季としているが、地域によっては1月でもコウモリは飛んでいる。P344 大学教授（哺乳類）の発言によるとコウモリ類は春季以降に活動が活発になるというが、そもそも洋上におけるコウモリの活動時期（いければ保全措置をする期間）が不明だから現地調査をするはずだ。ならば最初から「冬季の活動が少ない」と決めつけて、調査を実施しないのは本末転倒である。自動録音バットディテクターによる調査は周年実施すること。</p>	<p>コウモリ類定点観測調査期間を含め、調査期間については、「動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し及び評価するために適切かつ効果的な期間、時間及び時間帯」（発電所アセス省令）とされており、対象とする種が一般的に活動すると考えられる時期に設定することが適切と考えています。</p>
25	<p>■コウモリ類定点観測調査の調査時間について コウモリ類定点観測調査（自動録音バットディテクターによる調査）について調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点に留意して実施します。</p>
26	<p>■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はすぐに消失する。漂着死体調査など信用に値しない。よって事後調査は「自動録音バットディテクター調査」及び「サーモカメラによる調査」を行うこと。</p>	<p>事後調査は、最新の科学的知見や専門家の意見を参考に必要に応じて計画します。</p>
27	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>ご意見は要約せず、全文を公開します。</p>

表 3(1) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解																					
28	<p>1. 第 6.2-2 表(18)調査、予測及び評価の手法 (動物) 「過去に船舶トランセクト調査、定点調査等が実施されており、当該地域の鳥類相は把握できていることから、船舶トランセクト調査、定点調査 (陸域からの) は実施しない。」</p> <p>【意見】 過去の調査データを参考にすることも必要だが、それに全く依存し、事業者自身が最新の状況を調査しないことは、アセス軽視と言わざるを得ない。オオミズナギドリ の渡来数に変化があるように、響灘海域の夏鳥・冬鳥、そして留鳥においても、年毎の気象条件の変化、餌生物の増減による個体数変化や飛翔行動の変化 (※) が推察できる。配慮書審査会においても、委員から「(これまでの) データを補完しつつ、方法書以降に、年次調査に反映できれば」の意見があるように、トランセクト調査・定点調査を省略してもよいという意味ではないはずである。過去のデータに依存するのではなく、事業者自身がその都度、責任を持てる調査を行うこと。</p> <p>※参考：近年における玄界灘の海鳥 (アビ科) 個体数変化について 玄海島、志賀島、相島、奈多漁港、新宮港に囲まれる海域の海鳥観察において、アビ科の個体数変化は以下の通りである。なお、2010 年以前には、1592、3692 がカウントされている。</p> <table border="1" data-bbox="300 1084 799 1227"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013 4/14</th> <th>2014 4/5</th> <th>2015 4/12</th> <th>2016 4/2</th> <th>2017 4/1</th> <th>2018 4/7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観察 個体数</td> <td>82</td> <td>497</td> <td>675</td> <td>156</td> <td>738</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>観察地</td> <td>陸上</td> <td>陸上</td> <td>陸上</td> <td>船上 ・ 陸上</td> <td>船上 ・ 陸上</td> <td>陸上</td> </tr> </tbody> </table>		2013 4/14	2014 4/5	2015 4/12	2016 4/2	2017 4/1	2018 4/7	観察 個体数	82	497	675	156	738	460	観察地	陸上	陸上	陸上	船上 ・ 陸上	船上 ・ 陸上	陸上	<p>環境省や NEDO、北九州市が実施主体の既往調査については、専門家の意見聴取を行った上で、有効とされたものについては活用したいと考えていますが、一方で必要と思われる調査についてはしっかりと現地調査を実施する方針です。</p>
	2013 4/14	2014 4/5	2015 4/12	2016 4/2	2017 4/1	2018 4/7																	
観察 個体数	82	497	675	156	738	460																	
観察地	陸上	陸上	陸上	船上 ・ 陸上	船上 ・ 陸上	陸上																	
29	<p>2. 第 6.2-2 表(20)鳥類調査における船舶定点調査～春・夏・秋・冬の各季 3 日間程度</p> <p>【意見】 響灘地区における、これまでのアセス調査において、荒天のため、陸域・海域にかかわらず予定通りの調査を実施することが出来なかった例がある。特に海上における調査は、冬季において厳しいと思われるが、各季 3 日間の調査予定が 1 日だけ、もしくは全く実施できなかったときは、どのようにカバーするのか。次の季節にずれ込んだり、短期間にまとめて実施するようなことになると、各季における鳥類調査の正確さを欠くことになる。予定日を多めに設定しておくなどの対策を検討しておくこと。</p>	<p>船舶調査については、海象状況の荒天も考慮し、予備日として調査日程を確保していますので、海象状況が悪かった場合は 1 日だけ、もしくは全く調査ができなかったということはありません。海象状況の良い時にしっかりと 3 日間調査を実施できるように計画していきます。</p>																					
30	<p>3. 第 6.2-2 表(24)鳥類調査地点設定根拠 (鳥類の渡り時の移動経路調査)</p> <p>W1. 新脇之浦漁港：B エリアの海域を観察する定点 W2. 藍島：C エリア及び D エリアの海域を観察する定点 W3. 高塔山：響灘の東側から北九州市東側一帯を見渡せる定点 W4. 風師山：春季と秋季に主にハチクマの渡りを観察できる定点</p> <p>【意見】 1) 藍島から D エリアを観察するよりは、D エリアの対岸 (10 基の風車の場所) から観察する方が確実ではないかと考える。</p>	<p>D エリアの海域については、既存の調査を含めて、藍島で十分に観察できていることから、調査地点として適正と考えます。</p>																					

表 3(2) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
31	2) A エリアの海域を観察する定点として、白島を設定すること。	A エリアの海域を観察する調査地点についてはご意見を踏まえて、必要に応じて検討します。
32	3) 近年のハチクマ観察地点として特に適しているのは高塔山であり、春季は5月初旬から下旬の1か月間に響灘沿岸から内陸まで幅広いコースを渡り、渡り時期のピークらしいピークは見られない。秋季の渡りは9月中旬から25日過ぎまでに集中して渡り、気象条件としては、東もしくは南よりの風の場合に高塔山周辺と響灘地区を多数飛翔する（北九州支部の観察記録より）。配慮書への当支部からの意見を参考にすること。	ご意見を参考に、鳥類の渡り時の移動経路の調査を実施します。
33	4) 海岸地点での渡り鳥調査においては、海上に飛び出す地点と、着地（上陸）する地点を確認すること。海上の渡りを確認するのは容易でないため、両地点を把握することで海上を渡るコースがおおよそ確認できる。	ご意見を参考に、鳥類の渡り時の移動経路の調査を実施します。
34	5) 渡り鳥は夜間に渡る種が多いことから、夜間のレーダー調査（※）を実施すること。配慮書審査会においても、委員から夜間の調査が要望されており、実証研究のデータに依存することなく、自身がその都度、調査を行うこと。夜間に渡る鳥類を把握することは、鳥類への影響を回避するには欠くことのできない調査である。 ※夜間の渡り鳥調査について レーダー調査においては、種の識別は困難であるが、飛翔頻度・群れの規模等の観察が可能であると考え。さらに、暗視スコープの利用や鳴声録音は、群れの羽数と飛翔経路の位置特定、さらに、種の同定に有効であると思われることから、レーダー調査と併用して実施することを検討すべきである。	ご意見を踏まえ、鳥類の渡り時の移動経路の調査時にレーダー調査を実施し、夜間に渡る鳥類の把握に努めます。また、暗視スコープの利用や鳴音録音についても、レーダー調査との併用を検討します。
35	【意見】 本事業は響灘における大規模な洋上風力発電計画であるため、鳥類への影響は海域における生態系に影響を及ぼすことが懸念される。さらに「渡り鳥の十字路」と呼ばれる北九州市の生物多様性に汚点を残す結果とならないよう、事業者自身が責任を持って調査を実施し、環境影響評価を行うべきである。大規模な開発事業であればあるほど、他の模範となるべく綿密な調査を実施し、環境影響評価を行ってこそ、「本当に自然にやさしい自然エネルギー」を目指す風力発電事業といえる。 以上の意見が反映された調査を実施するよう望みます。	本事業は北九州市の公募事業であり、市民の皆様からの期待に応えるべく、北九州市の生物多様性に汚点を残す結果とならないよう、責任を持って調査を実施し、環境影響評価を行っていきます。

表 4 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
36	<p>1. 騒音調査地点に、若松赤崎地区、脇ノ浦地区を加えて、欲しい。人口の多い地区であり、危惧されている住民も多いと思います。</p>	<p>若松赤崎地区及び脇ノ浦地区は対象事業実施区域から約 3km 以上離れており、影響はほとんどないと考えております。本環境影響評価においては、若松赤崎地区及び脇ノ浦地区よりも近い「騒音③（安屋地区）」地点（約 1.1km）において適切に調査及び予測を行うことで、併せて若松赤崎地区及び脇ノ浦地区の影響の程度を把握できると考えています。さらに風力発電施設から発生する騒音については、若松赤崎地区及び脇ノ浦地区を含めた面的な予測を行うことで視覚的に騒音の広がりを確認できるようにします。その結果は準備書において提示します。</p>
37	<p>2. 騒音調査地点②安屋・逆水地区の調査方法について。 昨年 12 月 11 日、逆水に行ったのですが、海の音が「ごおー」とバス停でも、聞こえます。調査結果に影響すると思われ、海の音がある場合と、ない場合のふたつのケースについて、調査をお願いできないでしょうか。</p>	<p>「騒音②」地点も含めて、各地点における騒音調査は、各季節 4 日間実施する予定であり、波音の影響が大きい時期、小さい時期のデータを取得できると考えています。調査結果については、準備書において提示します。</p>
38	<p>3. 電磁波障害については、調査項目にありません。不安に思っている人は多いと思います。電磁波測定器を用い、いくつかの地点で調査する必要があると思います。</p>	<p>電磁波（超低周波電磁界）については、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）のガイドラインにおいて人体に影響がある電磁波（超低周波電磁界）は 200 マイクロテスラとされており、国内では電気施設に対して、この値が規制値として導入されています。電力設備から発生する電磁波（超低周波電磁界）は 15 マイクロテスラ程度であり（「身のまわりの電磁界について [環境省]」）、ガイドラインと比較しても十分に小さい値です。 また電磁波（超低周波電磁界）は、距離が離れると急速に小さくなる性質をもっています。対象事業実施区域は、陸地より 500m 以上離れています。 以上のことから、環境影響評価項目として選定していません。</p>

官報に掲載した公告

「官報 平成30年4月2日号外」第74号 (P.164)

平成30年4月2日 月曜日	官 報	(号外第74号)	164
<p>北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)に係る環境影響評価方法書の公告</p> <p>環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という)第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という)を作成しましたので、法第七条及び法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告します。</p> <p>一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 ひびきウインドエナジー株式会社 代表者 代表取締役 穂山 泰治 所在地 北九州市若松区浜町二丁目一八番一 号</p> <p>二、対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>名称 北九州響灘洋上ウインドファーム (仮称)</p> <p>種類 風力(洋上)</p> <p>規模 発電所の出力 最大二十二万キロワット</p> <p>三、対象事業が実施されるべき区域</p> <p>福岡県北九州市若松区響灘における「再生可能エネルギー源を利活用する区域」と認められる地域</p> <p>四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</p> <p>福岡県北九州市</p> <p>五、方法書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>縦覧場所</p> <p>北九州市役所 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課(北九州小倉北区内一番一号) 北九州市若松区役所 総務企画課(北九州市若松区浜町一丁目一番一号) 北九州市若松区役所 島郷出張所(北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号) 北九州市エコタウンセンター(北九州市若松区向洋町一〇番地二〇) 九電みらいエナジー株式会社(福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル三階) 縦覧期間 平成三十年四月二日(月)から平成三十年五月七日(月)まで (土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律)に規定する休日及び閉庁日は除く。但し、エコタウンセンターは土曜日は開館)</p>			
<p>縦覧時間</p> <p>午前八時三十分(エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午前九時)から午後十七時十五分(島郷出張所、エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午後十七時)まで 方法書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成三十年四月二日(月)から五月七日(月)までご覧いただけます。</p> <p>六、意見書の提出</p> <p>方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。</p> <p>七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</p> <p>提出期限 平成三十年五月二十一日(月)必着</p> <p>提出方法 左記まで郵送してください。 〒八二〇〇〇〇四 福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル三階 九電みらいエナジー株式会社内 ひびきウインドエナジー株式会社 宛 意見書の提出に必要な事項</p> <p>① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>② 意見書の提出の対象である方法書の名称</p> <p>③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)</p> <p>八、方法書の説明会を開催する日時及び場所</p> <p>開催日時 平成三十年四月十二日(木)午後七時から午後八時まで 開催場所 若松市民会館(北九州市若松区本町三丁目一三番一号) 開催日時 平成三十年四月十三日(金)午後七時から午後八時まで 開催場所 島郷市民センター(北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号) 平成三十年四月二日 北九州市若松区浜町一丁目一八番一号 ひびきウインドエナジー株式会社 代表取締役 穂山 泰治</p>			

自治体広報誌への掲載

「北九州 市政だより」平成 30 年 4 月 1 日号掲載 (P.6)

平成30年4月1日 情報ステーション 6

★掲載の情報は市のホームページ(アドレスは表紙参照)でもご覧になれます ★申し込みは「基本事項」の記入方法は11ページを参照 ★時間は24時間表記

平尾台トレイルランニングレースに伴う交通規制

4月15日(日)7時30分～15時、平尾台(小倉南区)各所から交通規制を行います。また、平尾台から昭和池(小倉南区大字朽網)にかけての一部道路で、ランナーが走ったり、道幅が狭くなる所があります。...

響ホールに音楽練習室を新設

4月16日(月)から響ホール(八幡東区平野一丁目)の音楽練習室が使用できます。受け付けは4月9日から。料使用料が必要。使用可能な時間は...

すこやか住宅改造助成事業の新規登録希望者向け研修会

4月24日(水)10～15時30分、総合保健福祉センター(小倉北区馬場一丁目)で。▶相談員=木造建築士以上の資格を持つ人 ▶施工業者=建設業の許可を得た市税の滞納がない施工業者。...

専修学校等技能習得資金のご利用

次の全てに該当する人。▶専修学校の専門課程(修業年限1年以上2年未満)・高等課程・一般課程・各種学校(修業年限1年以上)のいずれかに進学するか、在学中の人。...

迷惑行為防止推進協議会の市民委員を募集

迷惑行為防止の施策について提言などを行います。任期は7月～平成32年6月。4月1日現在で20歳以上の人(公務、公職にある人は除く)。...

助成します

遠賀川環境保全活動団体支援助成事業 遠賀川流域(支流を含む)の環境・水質の改善などを目的とした環境保全活動の費用を助成します(他の助成金を受けている活動は除く)。...

自然環境保全活動

来年3月31日までにNPO法人や市民団体等が行う自然環境に関する保全活動や啓発活動などに助成します(市から他の助成金を受けている活動は除く)。...

重度障害者のタクシー運賃

回数に問わずに該当する市民税非課税世帯の在宅の人。▶視覚・下肢・体幹・移動機能・内部障害者で身体障害者手帳1・2級を持つ人(複数の障害の合併での1・2級は除く) ▶療育手帳Aを持つ人 ▶精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人。...

子どもの体験活動などを支援「遊びの広場促進事業」

子どもが企画・参加する活動に事業費を助成します。10団体程度。助成額は1団体20万円まで。選考あり。4月14日(土)13時から、ウエルとばた(戸畑駅前)で行われる事業説明会への出席が必要。...

ご覧下さい

環境影響評価図書 対象は「北九州警備洋上ウィンドファーム(仮称)に係る環境影響評価方法書(ひびきウィンドエナジー株式会社)」。縦覧は4月2日(月)～5月7日(土)・日曜日、祝・休日は除く。...

大規模小売店舗立地法に係る届出書を縦覧

新設の縦覧は(仮称)ゆめマート城野(小倉南区城野一丁目)。6月25日(月)まで(土・日曜日、祝・休日は除く)の8時30分～17時。...

北九州広域都市計画道路の事業認可に係る図書

路線は折尾東西線と折尾南北線、折尾東西線、日吉光台線折尾四丁目工区、日吉光台線折尾五丁目工区(いずれも八幡西区)の都市計画道路。...

北九州広域都市計画道路(街路事業)の事業認可に係る図書 路線は4号線と砂津浜線(いずれも小倉北区)の各都市計画道路。縦覧は事業期間中(土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く)の8時30分～17時15分。...

老朽空き家等の除却費用の一部を補助

昭和56年5月以前に建築された空き家等で、倒壊の恐れがあるなど危険な家屋を除却する場合に、費用の一部を補助します。...

住むなら北九州 定住・移住推進事業

一定の要件を満たす街なかの住宅を取得、賃借する費用の一部を補助します。子育て・転入応援20戸、新生活応援10戸、市外から移住30戸、市内新婚定住3戸。...

就業援助のご利用

市立小・中学校と県立の中学校、中等教育学校(前期課程)への就学が困難な家庭に学用品費・給食費などの一部を援助します。...

住民異動届をお忘れなく

就職や転勤、入学などで市外から転入したときや市内で住所を移したときは、必ず区役所市民課出張所に住民異動届を提出してください。...

選挙人名簿について

選挙人名簿は、住民基本台帳を基に作成します。住民異動届がないと選挙人名簿に登録されません。...

「無期転換ルール」が始まります

有期労働契約が反復更新されて、同一会社での勤務が通算5年を超えたときは、労働者からの申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換ができます。...

閉鎖していた勝山公園有料駐車場の中央図書館北側駐車場(小倉北区城内)が3月下旬から利用できるようになりました。

情報ステーションは11ページから始まります

施設の催し

子どもの館

- 子ども館 642・5555 〒806-0021八幡西区黒崎三丁目15-3、コムシティ7階 10～19時 4月11・18日
①わらべの日「踊野忍者隊がやってくる」 4月8日(日)13、15時(各30分間)。
②1歳からの幼児教室 4月13日(金)13～14時。...

子育てふれあい交流プラザ

- 子育てふれあい交流プラザ 522・4150 〒802-0001小倉北区浅野三丁目8-1、AIMビル3階 10～18時 4月10・17日
①ママと赤ちゃんのこごタイム 保育士による手遊びなど。4月9日(月)・27日(金)の11時30～45分。
②ベビーマッサージ教室 4月19日(木)13時30分～14時30分。...

環境ミュージアム

- 環境ミュージアム 663・6751 〒805-0071八幡東区東田二丁目2-6 9～17時(入館は16時30分まで) 休曜日(祝・休日のときは開館し翌日が休館)
①かんきょうおはなし会 4月21日(土)14～14時30分。
②こどもの日 工作「いのぼりをつくらう」 4月22日(日)13時30分～15時。...

北九州市ホームページに掲載されたお知らせ



[本文へ](#) | [サイトマップ](#) | [このホームページの使い方](#) | [携帯サイト](#)

Google カスタム検索 ヘルプ 文字 拡大 標準

もくじ	トップ	くらしの情報	観光・おでかけ	ビジネス・産業・まちづくり	ようこそ北九州	市政情報
---------------------	---------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------------	-------------------------	----------------------

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [ごみ・リサイクル・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価制度](#) > 「北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)」(ひびきウインドエナジー株式会社)環境影響評価方法書の縦覧について [印刷用ページ](#)

「北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)」(ひびきウインドエナジー株式会社)環境影響評価方法書の縦覧について

[シェア0](#) [ツイート](#)

事業者から提出された環境影響評価方法書の縦覧を以下のとおり行っています。

縦覧場所・縦覧時間

- (1) 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課**
北九州市小倉北区城内1番1号(市役所本庁舎8階)
8時30分から17時15分まで
- (2) 北九州市若松区役所総務企画課**
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
8時30分から17時15分まで
- (3) 北九州市若松区役所島郷出張所**
北九州市若松区鶴生田二丁目1番1号
8時30分から17時00分まで
- (4) 北九州市エコタウンセンター**
北九州市若松区向洋町10番20
9時00分から17時00分まで
- (5) 九電みらいエナジー(株)**
福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号
9時00分から17時00分まで

縦覧期間

平成30年4月2日(月曜日)から同年5月7日(月曜日)まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
但し、北九州市エコタウンセンターは土曜日も開館。)

なお、方法書は事業者のホームページでも公開しています。

環境保全

- [北九州市の環境の現況](#)
- [光化学オキシダント\(スモッグ\)について](#)
- [北九州市のアスベスト対策](#)
- [北九州市の土壌汚染対策](#)
- [PRTR制度](#)
- [環境影響評価制度](#)

[組織から探す](#)

[区役所](#)

[施設](#)

[市政・区政相談](#)

[市政・区政提案箱](#)

北九州市コールセンター
093-671-8181
年中無休 8時～21時

方法書に対する意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出期限

平成30年5月21日（月曜日） 必着

提出方法

下記まで郵送してください。

提出先

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル3階

九電みらいエナジー株式会社内 ひびきウインドエナジー株式会社 宛

関連リンク

▶ [事業者のホームページ（外部リンク）](#)

このページの作成者

[環境局環境監視部環境監視課](#)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2290 FAX：093-582-2196

[メールを送信（メールフォーム）](#)

当社ホームページ

[> PROJECT OUTLINE / ENGLISH \(PDF\)](#)[お知らせ](#)[お問い合わせ](#)

Hibiki Wind Energy Co., Ltd.

ひびきウインドエナジー株式会社

[ご挨拶](#) [会社概要](#) [計画概要](#) [環境影響評価](#) [パンフレット](#) [リンク集](#)

環境影響評価

北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る環境影響評価方法書の公表について

当社は、3月30日に「北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣へ届出し、本日4月2日より、環境影響評価法に基づき、方法書及び要約書（方法書を要約した書類）を公表いたします。

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社へご意見をお寄せいただくことができますので、以下に記載している方法書の公表方法及び意見書の提出方法をご覧ください。

1 方法書の公表方法

[インターネットによる公表]

当社ホームページにおいて、平成30年4月2日（月）午前9時から、平成30年5月7日（月）午後5時まで方法書をご覧ください。

※ウェブブラウザはInternet Explorerをご使用ください。

○ 方法書および要約書

（方法書・要約書はダウンロードしての閲覧・印刷はできません）

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書の要約書

[縦覧]

縦覧箇所は5箇所

- 北九州市役所 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課（北九州市小倉北区城内一番一号）
- 北九州市若松区役所 総務企画課（北九州市若松区浜町一丁目一番一号）
- 北九州市若松区役所 島郷出張所（北九州市若松区鶉生田二丁目一番一号）
- 北九州市エコタウンセンター（北九州市若松区向洋町十番地二十）
- 九電みらいエナジー株式会社（福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル三階）

[縦覧期間]

平成30年4月2日（月）から平成30年5月7日（月）まで
 （土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。
 但し、エコタウンセンターにおいては土曜日も開館。）

[縦覧時間]

午前8時30分（エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午前9時）から
 午後5時15分（島郷出張所、エコタウンセンター及び九電みらいエナジーは午後5時）まで

2 方法書説明会

[日時・開催場所]

平成30年4月12日（木） 午後7時から午後8時
若松市民会館（北九州市若松区本町三丁目一三番一号）

平成30年4月13日（金） 午後7時から午後8時
島郷市民センター（北九州市若松区鴨生田二丁目一番一号）

3 意見書の提出方法

○ 意見書の提出について

意見書は以下へ郵送してください。（平成30年5月21日（月）到着分までとします。）

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号 小学館ビル三階 九電みらいエナジー株式会社内
ひびきウインドエナジー株式会社 宛
（※お手数ですが切手をお貼りください。）

○ 意見書に必ず記載していただく事項

①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

（注：個人情報 は本件のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。）

※ 意見書提出様式（PDF版）

4 方法書に関するお問い合わせ先

ひびきウインドエナジー（株）

【電話番号】 092-983-5873 午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除く。

【計画の概要】

【事業の名称】 北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）

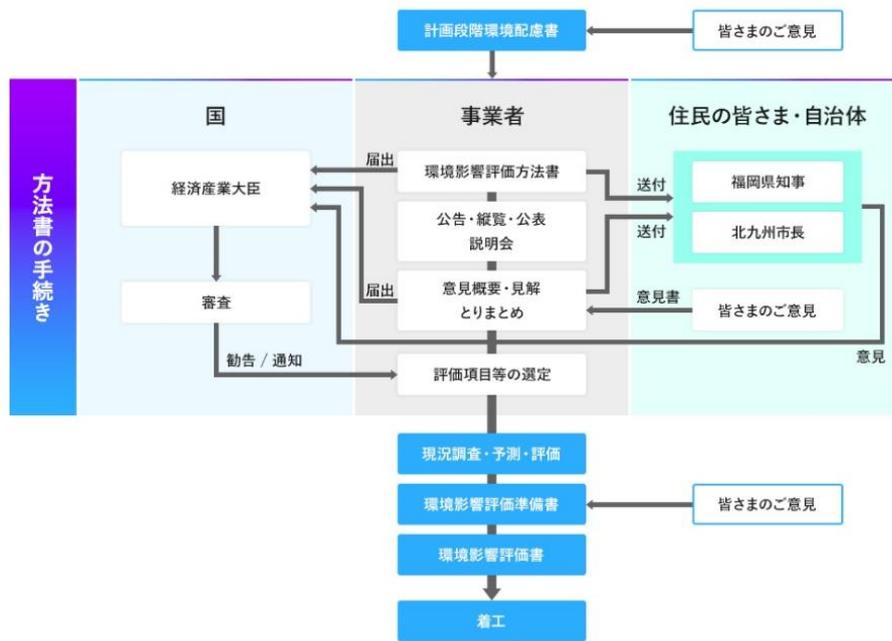
【原動力の種類】 風力（洋上）

【発電所の出力】 最大22万キロワット

【対象事業実施区域】 福岡県北九州市若松区響灘における「再生可能エネルギー源を利活用する区域」

以 上

■ [参考] 環境影響評価について



「北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)に係る環境影響評価方法書」

閲覧者記録

「北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)に係る環境影響評価方法書」について、
ご覧になられた方は、恐れ入りますが、閲覧者記録アンケートにご協力をお願い致します。

縦覧場所：北九州市役所 港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課

例)

閲覧日	性別	年齢	お住まいの地域
4/2	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input checked="" type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input checked="" type="checkbox"/> 県内 (<input checked="" type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	<input type="checkbox"/> 県内 (<input type="checkbox"/> 北九州市内) <input type="checkbox"/> 県外 ()

